

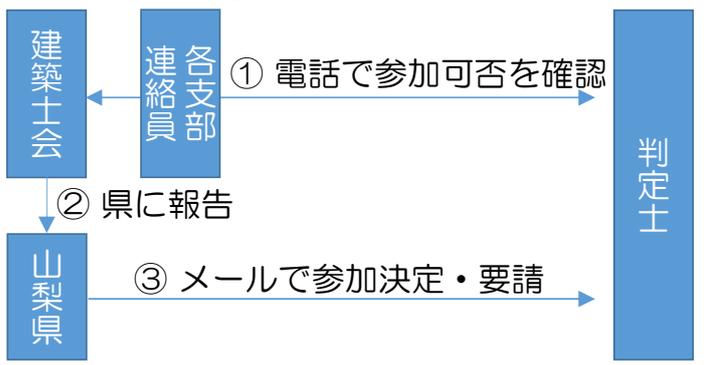
被災建築物応急危険度判定士の皆様へ

山梨県からの応急危険度判定活動への 参加要請の連絡方法が変わりました (令和6年1月1日運用開始)

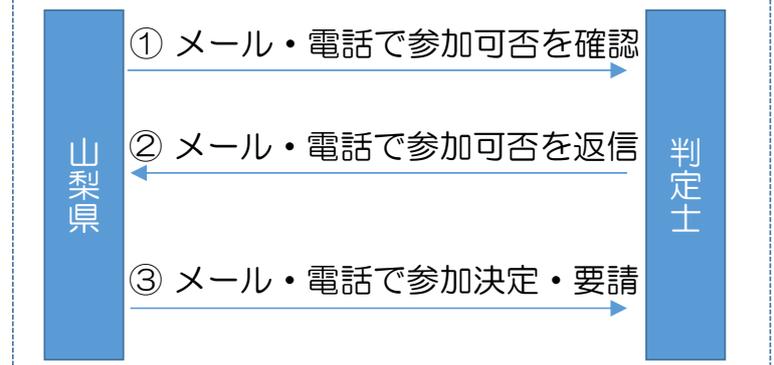
- 山梨県では、近年、地震による大きな被害はなく、県内での「被災建築物応急危険度判定」の活動は行っておりませんが、巨大地震はいつ起きてもおかしくない状況であり、平時より万全の備えを進める必要があります。
- こうしたことから、災害発生時の判定活動への参加要請を迅速かつ円滑に行うため、次のとおり参加要請の連絡方法を変更しました。

【これまでの要請方法】

建築士会の会員

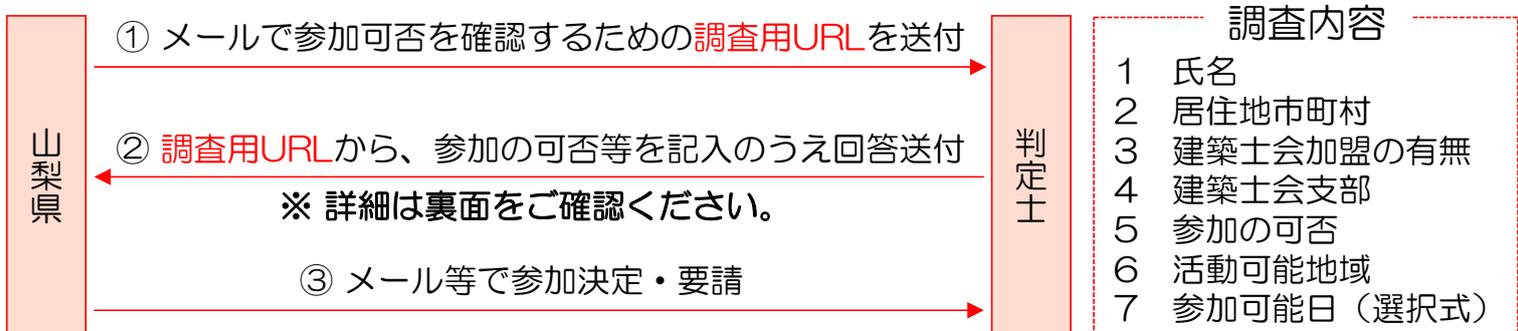


建築士会の会員以外



【変更後の要請方法（R6.1.1以降）】

登録時の連絡先にメールアドレス（ガラケーを除く）が記載されているすべての方



※ 登録時の連絡先が「電話のみ」、「ガラケーのメール」の方は、要請方法に変更はありません。

お願い : メールアドレスの登録を行っていない方、若しくはメールアドレスの登録状況が不明な方・確認したい方は、恐れ入りますが、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

要請メール回答の流れ（画面イメージ）

① 県からの受信メール

※ 送付元アドレスは以下となりますのでご確認のうえご回答ください。
アドレス：kenchikujutaku@pref.yamanashi.lg.jp

発信者：建築住宅課（所属アドレス） 受信画面イメージ

件名：〇月〇日に発生した地震に伴う被災建築物応急危険度判定活動への参加について

本文

山梨県登録被災建築物応急危険度判定士 各位

こちらは、山梨県応急危険度判定支援本部（山梨県県土整備部建築住宅課）です。〇月〇日〇時〇分、〇を震源とするマグニチュード〇の地震が発生し、県内で住宅等に被害が発生しました。つきましては、次のとおり応急危険度判定活動の実施しますので判定活動への参加の可否等について、次のURLから回答して下さい。

実施期間 〇月〇日～〇月〇日
実施地域 〇〇地域、〇〇地域 等

以下のURLをクリックして回答を送信してください。↓
<https://forms.office.com/r/H8YWZvJEh>（例）

- ・実際のメールに添付された調査用URLをクリック
- ・送付されるURLは毎回変更されます

② URLを開いた画面

（テスト）11月26日に発生した地震に伴う被災建築物応急危険度判定活動への参加について（山梨県）

このメールは山梨県が実施する参加要請テストメールです。

11月26日14時00分、山梨県を震源とするマグニチュード7の地震が発生し、県内各地で住宅等に被害が発生しました。つきましては、次のとおり応急危険度判定活動を実施しますので、判定活動への参加の可否等について、以下の内容にご回答のうえ送信してください。

実施期間 11月29日（水）～12月10日（水）
実施地域 県内全域

なお、この調査は、参加の可否等を確認するものであり、参加を決定するものではありません。参加が決定しましたら、日時や参加場所等を再度連絡します。（今回はテストなので参加要請はありません。）

山梨県被災建築物応急危険度判定支援本部（山梨県県土整備部建築住宅課）

③ 質問1,2,3に回答

* 必須

1. 氏名（漢字）を入力してください。*

回答を入力してください

2. お住まいの居住地（市町村名）を記入してください。（例：甲府）*

回答を入力してください

3. （一社）山梨県建築士会への加盟の有無を回答してください。*

加盟している

加盟していない

④ 質問4に回答

4. 建築士会に加盟している方は、支部を選択してください。

甲府支部 身延支部

中巨摩支部 韮崎支部

塩山支部 北富士支部

石和支部 大月支部

市川支部 都留支部

不明

⑤ 質問5,6に回答

5. 応急危険度判定活動への参加は可能ですか。

・可能と回答した方は、以下の質問すべてにご回答いただき、最下部の「送信」をクリックしてください。

・不可能と回答した方は終了となりますので、最下部の「送信」をクリックしてください。*

可能 不可能

6. 参加可能と回答した方は、判定活動が可能な地域を以下から選択してください。（複数選択可）

峡中地域 峡北地域

峡東地域 東部地域

峡南地域 富士北麓地域

⑥ 質問7に回答→送信

7. 参加可能と回答した方は、参加が可能な期間を以下から選択してください。（複数選択可）
なお、原則、3日単位での活動となります。

11月29日～12月1日（3日間）

12月2日～12月4日（3日間）

12月5日～12月7日（3日間）

12月8日～12月10日（3日間）

送信

【メール受信のためのお願い】

- 県からの要請メールは、次のアドレスから送付します。
 - ・ kenchikujutaku@pref.yamanashi.lg.jp
- 各種迷惑メール設定によりメールが受信できない場合がありますので、以下の設定をご確認ください。なお、具体的な設定方法は、携帯電話の機種ごとに異なりますので、お使いの端末の取扱説明書をご覧ください。
 - ・ PCメールを受信拒否の設定している場合
受信許可リストにドメイン名「@pref.yamanashi.lg.jp」を設定して下さい。
 - ・ URLリンク付きメール拒否を設定している場合
URL付きメールの拒否は、解除してください。
- メール設定により、受信したメールが迷惑メールボックスに保存される場合がありますのでご注意ください。